

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 保険料の通知をお送りします

国民健康保険料

令和3年度の国民健康保険料納入通知書を、7月上旬に世帯主の方へ送付します。

□納付書や口座振替での納付(普通徴収)の方

7月から翌年の2月まで8回に分けて納付していただきます。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を

受ける場合があります。

□年金からの納付(特別徴収)の方

次の全てに該当する方

- 世帯主が国保の加入者
- 国保の加入者全員が65歳以上75歳未満
- 世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

※該当しない方は、納付書や口座振替での納付になります(普通徴収)。

※令和3年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収での納付になります。

□特別徴収から口座振替への変更

口座振替による納付を選択できます。詳細は、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

□非自発的失業者の方は保険料の軽減手続を

次の条件全てに該当する方

- 離職日時点で65歳未満の方
- ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次の番号の方
11・12・21・22・23・31・32・33・34

※詳細はお問い合わせください。

▶保険年金課 ☎042-460-9822

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料納入通知書を7月中旬に送付します(令和2年1～12月の所得を基に算出)。

令和3年度は、均等割額が4万4,100円、所得割率が8.72%、保険料の賦課限度額が64万円となります。

□前年度から引き続き特別徴収(年金からの納付)の方

決定した保険料額から仮徴収額(4・6・8月分)を差し引いた額を10・12・翌年2月に年金から引き落とします。

□10月から特別徴収が始まる方

保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします(詳細は、通知書の5ページをご覧ください)。

□特別徴収ではない方 7月から翌年

座振替での納付の方

明るい黄緑色の封筒でお送りします。決定した保険料額を、年金または口座から引き落とします。

□納付書での納付(普通徴収)の方

青色の封筒でお送りします。7月から翌年2月までの8回に分けて納付していただきます。納付書裏面に記載の金融機関およびコンビニでの納付のほ

2月までの8回に分けた納付書を同封しますので、各納期限までにお近くの金融機関などで納付してください。

□2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得を更正した方

令和2年度分または所得を更正した年度分の保険料として後期高齢者医療保険料納入通知書を送付します。納期限は、8月2日(月)の1回のみですので、令和3年度の保険料と併せて納付して

か、ペイジーによる納付が可能です。※口座振替依頼書を同封しています。

□10月から特別徴収が始まる方

青色の封筒でお送りします。年間保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします。※口座振替依頼書は同封していません。

ください。

□制度について…

- 東京いきいきネット HP
- 東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター
☎0570-086-519

※PHS・IP電話 ☎03-3222-4496

※平日午前9時～午後5時

▶保険年金課 ☎042-460-9823

□シルバークラスの所得確認書類に

この納入通知書は、満70歳以上の方のシルバークラス購入の際、所得確認書類として活用できる場合がありますので、必要な方は大切に保管しておいてください。なお、**納入通知書は再発行できません**のでご注意ください。

▶高齢者支援課 ☎042-420-2814

共通事項

- 口座振替をご希望の方 □口座振替依頼書が同封されていた方は、金融機関などでお申し込みください。手続には時間が掛かりますので、納期ごとの申込期限をご確認ください。詳細は、同封のご案内をご覧ください。
- 納付が困難な方はご相談ください。新型コロナウイルス感染症の影響に

より収入が減少した方は保険料の減免に該当する可能性があります。詳細は上記各課までお問い合わせください。

- 保険料の控除 納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算する際に、社会保険料として控除の対象となります。

「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

□共通 新型コロナウイルス感染症の関係で確定申告が遅れた方は、新しい申告が反映されずに負担割合の判定がされている場合があります。申告内容の確認ができ次第、新しい負担割合の高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証を郵送します。

国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。新しい高齢受給者証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。

※70～74歳の国民健康保険被保険者

◆負担割合の判定基準

□2割負担

次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下
- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、被保険者の収入の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)

- ①世帯に被保険者が1人…383万円未満
- ②同じく2人以上…520万円未満
- ③被保険者と同じ世帯に後期高齢者医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる…旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の場合は、申請により2割負担となります。※該当すると思われる方へ6月下旬に申請書を送付しましたので、必ず申請してください。

▶保険年金課 ☎042-460-9821

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当該年度の収入金額および住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。有効期限内でも、一部負担金の割合が変わる方には、7月上旬に新しい被保険者証を簡易書留で郵送します。

◆負担割合の判定基準

□1割負担 次のいずれかに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいない
- 本人および同じ世帯にいる昭和20年1月2日以降生まれの被保険者の「賦課のもととなる所得金額」の合計額が210万円以下
- 住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上だが、収入の合計が次のいずれかに当てはまる(基準収入額適用申請が必要)

- ①世帯に被保険者が1人…383万円未満
- ②同じく2人以上…520万円未満
- ③被保険者と同じ世帯に70～74歳の後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方がいる…その方と被保険者の収入の合計が520万円未満

□3割負担(現役並み所得者)

次の全てに該当する方

- 世帯に住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の被保険者がいる
- 世帯に被保険者が1人の場合はその収入が383万円以上、2人以上の場合は合計が520万円以上

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、収入金額が基準額未満の方は、申請により1割負担となります。※該当すると思われる方へ、6月下旬に申請書を送付しましたので必ず申請してください。

※詳細は、東京いきいきネット HP へ

▶保険年金課 ☎042-460-9823

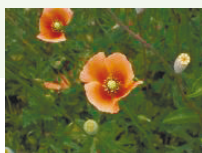
ナガミヒナゲシ(外来植物)にご注意を

ナガミヒナゲシは、他の植物の育成を妨げ、生態系などに影響を与える植物です。また、種子を多く拡散するため繁殖力が非常に強いのが特徴です。

自宅敷地内などで、ガーデニング

目的以外で繁殖しているのを見つけた場合は、種を付ける前に刈り取ったり、種が飛ばないように駆除するなど、ご協力をお願いします。

▶環境保全課 ☎042-438-4042



「社会を明るくする運動」～7月は強調月間です～

この運動は、法務省が主唱し、全ての国民が、犯罪の防止と、罪を犯した人や非行に陥った少年たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今般の社会情勢を鑑み、例年7月に実施している「あいさつ運動」は中止しますが、安心安全なまちづくりに取り組む本運動へのご理解とご協力を引き続きお願いします。

▶地域共生課 ☎042-420-2807